

## 令和7年度第13回都市経営会議 令和7年(2025年)11月6日(木)開催

### 1 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 企画経営部

※ 本件は、令和7年(2025年)10月29日開催の第12回都市経営会議に提案され一度承認を受けましたが、宝塚市旧安田邸利活用等事業者選定委員会の廃止に関する内容を追加し、改めて提案されたものです。これに伴い、10月29日提案の「執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は廃案とします。

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

### 2 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 市民交流部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 議員総会でレセプトデータの分析をしているとの発言があったように記憶しているが、仮に議会から情報提供を求められた場合、提供できるのか。  
⇒ 個人が特定されない形で分析しているため提供可能と考えている。
- ・ 4級に<sup>がい</sup>関係する障害者団体は少ないように思うが、身体障害4級対象者への意見聴取は行ったのか。  
⇒ 10月13日に、市長及び担当者も出席の上で、市身体障害者(児)福祉団体連合会(身障連)の会長等に対して医療費助成の見直しに関する説明会を開催した。人工透析等をされている方が4名いらっしゃるが、等級が上がる可能性もあるため個別に対応しているところである。
- ・ 説明は一定行ったが、総じて反対とのご意見であった。この場の説明をもって説明を尽くしたとは思わないでほしいとお言葉を頂戴している。
- ・ 4級に<sup>がい</sup>関係する団体はあるのか。  
⇒ 4級を<sup>がい</sup>障害者として見るか、高齢者として見るかだと思う。高齢になってから4級の手帳を取得される方が多い。実際に、4級の医療費助成を受けておられる方の約7割が高齢の方である。そのため、高齢者の方が最も影響を受けると言える。団体にはご説明をした上で、対話の場でご意見を伺うというスタンスになるのではないか。
- ・ 所得金額の規定を規則委任することについて賛成である。他市の状況はどうか。  
⇒ 所得要件については、阪神間において規則委任しているのは尼崎市と西宮市である。条例で規定しているのは芦屋市、三田市、猪名川町である。両方が混在しているのは伊丹市と川西市で、伊丹市は、高齢期移行の要件や所得を有しない者の算定に関しては条

例で規定しており、低所得判定に関しては規則委任している。川西市は、高齢期移行の要件に関しては条例で規定し、所得を有しない者の算定と低所得判定に関しては規則委任している。

- ・ これまでから所得金額は県の基準と同額なのか。それとも市で県の基準を緩和した事例はあるか。また、他市でもそのような事例はないか。個人または世帯での所得金額の判断については、これまで事業見直しでも議論になっていた。今後の考え方はどうか。  
⇒ 確認したのは阪神間のみになるが、いずれの市町も県の要綱に準じて条例又は規則で定めることとしている。基本的には今後も県の要綱に準じる考えである。
- ・ 所得の考え方については今後研究していきたい。本市では、所得は低くとも資産が高い方が比較的多いように感じている。福祉サービスを含めて所得制限を考える際に、どのような方法が最も適正なのかを研究したい。本市ならではの事情も加味しながら、大学等の研究機関と共に慎重に検証したい。
- ・ 80万9,000円というのは県の要綱で定める額か。県の要綱が改正されれば自動的にその数字に合わせるイメージか。  
⇒ そのとおりである。阪神各市それぞれそのように対応している。
- ・ 80万9,000円という数字以外を本市で使ったことはないのか。  
⇒ そのように認識している。これまで80万円で固定されていたが、今回初めて80万9,000円に改定されたものである。

### 3 受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

【提 案】 総務部

※ 参考：担当部説明の概要

#### (1) 総論

27個の条例改正を1つの議案として取りまとめて改正しようとするもの。具体的には、現行の手数料、使用料について、理論上の値（資料76ページ目以降を参照）と乖離があるものの見直しを行う。

#### (2) 施行日

「公布の日」又は「令和8年10月1日」、市立手塚治虫記念館については「令和9年3月1日」として改正しようとするもの。条例ごとの詳細は、資料75ページ「改正する条例一覧」の施行日欄に記載のとおり。

#### (3) 手数料の改定

第1条から第6条までが手数料条例の改正となっている。

手数料は、300円のを400円に、200円のを300円に改定する。

新旧対照表は、一般事務手数料条例に関するものは資料27（現行料金）・28（新料金）ページに記載のとおりであり、それ以外の手数料条例に関するものは資料29～33ページに記載のとおりである。

議決いただければ令和 8 年 10 月 1 日からの施行となる。

#### (4) 使用料の改定

第 7 条以降は使用料についての条例改正となっている。

使用料は、市内料金・市外料金・その他の利用目的（主に営利目的を想定）の表記の統一を図り、条例で定める上限額の見直しを行う。

資料 34 ページ記載の市役所駐車場については、年未年始を除き、8 時～21 時までの入庫は 1 時間無料、それ以降は 20 分ごとに 100 円とする。夜間については選挙を含め、市民の方が手続で来庁される場合には、現行条例の免除規定を適用し、1 時間無料とする。

資料 62・63 ページ記載の末広中央公園駐車場も市役所駐車場と同様とする。

資料 35～38 ページ記載の市立公民館設置管理条例については、見直し内容の一部を一例として紹介する。市立中央公民館のホールの利用料金は、1 室 1 日につき現行 28,600 円となっているが、改正案では 21,500 円としている。いずれも条例上の上限額となっており、見方によっては値下げのようにも見えるが、実際にはそうではない。

これまでは、市内・市外・営利目的での利用を含めた現行料金の上限額が 28,600 円となっていた。見直し案では、市内料金の上限額を 21,500 円とし、市民以外の方が利用する場合はこの 2 倍、営利目的での利用の場合は更に 2 倍の金額を上限額とする。つまり、市外の方が営利目的で利用する場合は、市内料金の 4 倍の金額が上限額となる考え方である。

なお、市内料金の上限額 21,500 円については、現行の利用料金が、資料 35 ページ記載の 28,600 円の半額に当たる 14,300 円とのことであったため、これに 1.5 倍を乗じ（21,450 円）、端数を切上げて設定している。

資料 49 ページ目までの使用料の見直しは、これとほぼ同様の考え方で上限額を見直そうとするものである。

資料 44・46 ページ記載の総合福祉センター及び老人福祉センターの減免規定については、年齢区分を 60 歳以上から 65 歳以上に改定する。

資料 50 ページ記載の市立手塚治虫記念館条例については、特別に事業を行う場合の入館料を現行の 2,000 円から 3,000 円（1.5 倍）にするとともに、大人の入館料の理論上の値が 879 円余りとなっているため、現行の 700 円から切上げて 900 円とするものである。なお、高校生以下の学生、小学生以下の子ども料金に変更はない。減免規定に関しては、市立手塚治虫記念館については規則委任されているが、現状、市民で 60 歳以上は入館料免除となっていることにつき、担当部局で 65 歳以上に統一予定である。

58 ページ記載の市立看護専門学校条例については、学生の再試験料を 1,000 円から 2,000 円に見直す。近隣他校との比較や再試験の抑制、理論上の原価が 3,500

円を超えている点を踏まえて改定を行おうとするものである。

59 ページ記載の市営火葬場条例については、炉の更新等、設備投資が必要となることから、現状の原価で計算したところ 15,000 円を超えているため、現行の市民料金 10,000 円から 15,000 円に改定しようとするものである。これは受益者負担適正化ガイドラインに基づき 25%で計算している。

61 ページ記載の市立長谷牡丹園条例については、現行の入園料と理論上の数値との乖離を踏まえ、条例上の上限額を、現行の 300 円から 500 円に改定する。花の見頃もあるため、時期により、上限額の範囲内で料金設定をどのように設定するかは指定管理者との調整により決定されるものと考ええる。

#### 【結果】 承認

※ 承認後、以下の修正が入りましたが、議題の採否に大きく影響を与えるものではないことから、都市経営会議への改めでの提案は行わないこととなりました。

(修正箇所) 資料 43 ページ記載の「宝塚市立スポーツ施設条例」の改正案中、「5 宝塚市立花屋敷グラウンドの利用料金(1)施設の利用料金」中、テニスコートの1面1時間当たりの利用料金

誤：3,600 円

正：2,200 円

#### 【質疑等】

- ・ 教育委員会に今回の議案について付議したことを報告したい。受益者負担の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条(教育委員会の意見聴取)に則り、同条例の教育委員会部分について 10 月 11 日付けで提案を行って承された。提案の際には、教育委員会の皆様から、先ほど説明があったように、市民料金を切り分けて記載した結果、一部、利用料金が下がるように見える点について丁寧に説明してほしいとのご意見をいただいた。当部としても丁寧な説明を心掛けたい。
- ・ 交付の日が施行日になるため、今回の都市経営会議で議案提出の意思決定が行われた場合は指定管理者と具体的な話をしていきたい。ただし、施設利用に当たっては、前もって予約等を受け付けているため、明日からすぐ値上げできるという状況にはない。  
確認になるが、市立手塚治虫記念館条例の改正のみ令和 9 年 3 月 1 日の施行になっている。これは、3 月頃から始まる企画展に合わせて値上げを考えていることによるものだが、規則委任している減免規定を現行の 60 歳以上から 65 歳以上とする改正についても、料金の値上げと同様、令和 9 年 3 月 1 日からの施行で問題ないか。特に問題がなければ、老人福祉センターや総合福祉センターの減免規定の施行予定日である令和 8 年 10 月 1 日に合わせるのではなく、令和 9 年 3 月 1 日からとしたい考えである。

る。

⇒ その方が混乱も少ないと思う。

- ・ では、手塚治虫記念館に関しては、利用料金の改定と併せて令和 9 年 3 月 1 日付けで減免対象を 60 歳以上から 65 歳以上に変更させていただく。
- ・ 利用料金制の指定管理施設について、交付の日が施行日となっているが、議案が可決されれば来月末から利用料金を引上げるという整理をしているのか。

⇒ 条例上の上限額は交付の日から上げさせていただくが、指定管理施設については指定管理者との調整が必要であるほか、特に事前予約制の施設は公平性の観点から十分な周知期間を設ける等の配慮が必要である。そのため、実際いつから値上げするのが適切かという判断は担当部局に委ねており、時期の決定は今後の調整による。

- ・ 今回の条例改正は利用料金の上限を定める話であって、利用料金の決定については指定管理者が申請し、市が承認するという形を取るため、例えば市立長谷牡丹園であれば、条例の改正案の施行日が公布の日となっているため、議会で可決されれば令和 8 年 4 月の開園時期から値上げしようと思えばできるし、今回は見送って、令和 9 年度の入園料から値上げするという判断をする可能性もある。施設によって状況が異なるため、指定管理者側の意向も確認しながら決定していくことになる。施設の場合、事前予約制の場合が多い。例えば 9 か月前に予約受付が始まった場合、周知期間のことも考えれば少なくとも 1 年ないしは 1 年半後からの値上げになる可能性はある。個々の状況を確認していく必要がある。

- ・ 今後、実際いつから値上げするのかというご質問をいただくことになるかと思う。利用料金制の本旨に則り、原則としては指定管理料を増やさずに、利用料金の上限額を上げるといった形で指定管理者の裁量権を増やしたい考えである。

- ・ 値下げする部分について、事前にお金を収受していることはないのか。

⇒ 原則として値下げするものはない。

- ・ 一括条例となっているが、手数料関係と使用料・利用料金関係は二つに分けた方がよいのではないかと。一括で議論される中で、部分、部分についてご意見をいただいた場合に、条例全体にどのような影響が出るのか不透明である。

⇒ 分けた方が議会でも議論していただきやすいという側面もあると思うが、今回に関しては、受益者負担の適正化を図るといった同一目的に沿って検討を進めてきたため、一つの議案にまとめて議会に提案したい考えである。

- ・ 指定管理者は元々資金計画があり、それを市が了承する形で指定管理者として指定されている。今回の条例改正によって資金計画が大きく変わる可能性があるため、その辺りも含めて指定管理者側とも丁寧に協議したい。協議に当たっては、あくまでも市民還元をどうしていくかを考えられる指定管理者であってほしいという願いがあるため、条例改正に乗じて指定管理者側に過度な利得が上がるようなことにはならないよう心掛けていきたい。

- ・ 資金計画の出し直し等も考えると最速でも 1 年ほどかかるか。
- ⇒ 赤字の中で施設を運営してくださっている事業者もいる。そのような事業者からは、今回の見直しについて肯定的なご意見もいただいている。基本的には 6 か月を目指すのが、相手方との協議が必要であるため、1 年程度の時間を要する可能性もある。
- ⇒ 福祉関係については 6 か月を目指して取り組むが、実際にはもう少しかかる可能性もある。4 月 1 日以降の予約については全て新料金で受け付けるというのが綺麗であると考えている。
- ・ 施設ごとの改定時期をまとめて一覧化する予定はあるか。
- ⇒ 市立文化芸術センターは 1 年前から、他の文化施設は 9 か月前から予約を受け付けており、そこでも 3 か月の差が出るほか、施設によっては前払い・後払いという違いもある。さらに、指定管理者が違えば考え方が異なるため足並みが上手くそろわない可能性もある。
- ・ そうであったとしても、いつ頃を目指しているかは示した方が良いのではないか。
- ⇒ 広報たからづか 2 月号である程度、市民に周知することを検討している。
- ・ スポーツセンターや公民館は部屋ごとに価格設定が異なる。すべてを何%上げるというのが良いのか、部屋ごとに検討するのが良いのか、指定管理者とも慎重に議論していきたい。